

福岡県公報

平成17年11月11日
第2460号

目 次

告 示 (第2133号—第2155号の3)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) 7

○道路の供用の開始	(道路維持課) 7
○基本測量の実施	(土木管理課) 8
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 8
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 8

正 誤

○目次(平成17年10月31日福岡県公報第2455号)中正誤	9
--------------------------------	---

告 示

福岡県告示第2133号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年10月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人Wish
 - 代表者の氏名
中嶋 靖惠
 - 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市門司区穂積一丁目11番18号
 - 定款に記載された目的
この法人は、高齢者やその家族に対して、健康増進に関する講座等を行い、生き甲斐をもって健康に暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2134号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字芥屋字西葉山1776-5 及び1776-7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区有田1-5-11

徳永 和夫

福岡県告示第2135号

穂波土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
水間 緑郎	嘉穂郡穂波町大字津原980番地
桑名 吉裕	〃 〃 大字舍利藏1346番地
岡松 秀次	〃 〃 大字安恒374番地1
岡松 省吾	〃 〃 大字安恒202番地1
岡松 繁樹	〃 〃 大字安恒663番地
海藏寺 邦生	〃 〃 大字津原767番地
水間 英久	〃 〃 大字津原703番地3
山下 俊一	〃 〃 大字舍利藏663番地3
石川 敏明	〃 〃 大字舍利藏579番地1
河邊 謙孝	〃 〃 大字舍利藏250番地
谷口 義英	〃 〃 大字舍利藏1318番地1

北野 實	〃 〃 大字高田1063番地
矢野 昌弓	〃 〃 大字高田1536番地
深町 繁次	〃 〃 大字高田1152番地
津野 哲夫	〃 〃 大字高田1010番地
大谷 澄雄	〃 〃 大字津原1310番地1
平畠 勇	〃 〃 大字久保白544番地

2 退任監事

氏 名	住 所
瀬戸口 征男	嘉穂郡穂波町大字津原944番地
岩崎 秋夫	〃 〃 大字高田763番地1
阿久根 久志	〃 〃 大字久保白2番地2

3 就任理事

氏 名	住 所
水間 緑郎	嘉穂郡穂波町大字津原980番地
桑名 吉裕	〃 〃 大字舍利藏1346番地
岡松 秀次	〃 〃 大字安恒374番地1
岡松 省吾	〃 〃 大字安恒202番地1
岡松 繁樹	〃 〃 大字安恒663番地
海藏寺 邦生	〃 〃 大字津原767番地
水間 英久	〃 〃 大字津原703番地3
山下 俊一	〃 〃 大字舍利藏663番地3
石川 敏明	〃 〃 大字舍利藏579番地1
河邊 謙孝	〃 〃 大字舍利藏250番地
谷口 義英	〃 〃 大字舍利藏1318番地1
北野 實	〃 〃 大字高田1063番地
矢野 昌弓	〃 〃 大字高田1536番地
津野 茂美	〃 〃 大字高田1151番地

津野 哲夫	〃 〃 大字高田1010番地
大谷 澄雄	〃 〃 大字津原1310番地 1
平畠 勇	〃 〃 大字久保白544番地

4 就任監事

氏名	住所
瀬戸口 征男	嘉穂郡穂波町大字津原944番地
岩崎秋夫	〃 〃 大字高田763番地 1
谷水 照義	〃 〃 大字津原1355番地

福岡県告示第2136号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営五徳地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成17年11月11日から 平成17年12月12日まで	香春町役場

福岡県告示第2137号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月18日福岡県告示第1731号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2138号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月14日福岡県告示第1499号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2139号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年5月9日福岡県告示第816号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月25日農林水産省告示第109号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2141号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年4月27日福岡県告示第785号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2142号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年5月22日福岡県告示第832号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2143号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年9月10日福岡県告示第1493号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2144号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年7月16日福岡県告示第1224号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2061号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年11月27日福岡県告示第1824号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年5月28日福岡県告示第929号

2 记入に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2148号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年11月27日福岡県告示第1826号

2 记入に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2149号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年11月27日福岡県告示第1825号

2 记入に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2150号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月8日福岡県告示第1651号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年10月28日福岡県告示第1748号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2152号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡庄内町大字有安字鳥羽958番39、958番41、958番43及び958番44並びに大字綱分字水洗1840番36

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区赤坂1丁目7番23

日鉄鉱業株式会社九州支店 支店長 河野 信廣

福岡県告示第2153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
柳川	一般国道	442号	前	三潴郡大木町大字八町牟田207番1先から同郡同町大字八町牟田177番1先まで	7.5 ～ 15.0	30.0
			後	同上	18.2 ～ 26.5	30.0

福岡県告示第2154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成17年11月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	江島線 筑後	三潴郡大木町大字大角150番2先から 同郡同町大字大角154番先まで

福岡県告示第2155号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基準点測量作業）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
古賀市、新宮町	平成17年11月15日から 平成18年2月20日まで

福岡県告示第2155号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	山門郡瀬高町大字松田2094-1	17・11・2

福岡県告示第2155号の3

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年11月11日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	3頭	甘木市大字持丸841	17・11・2

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・10・31	2455	目次		1	○		3		○自動車専用道路の指定 ●自転車専用道路の指定	○自転車専用道路の指定

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社山下謙一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文一
六番四
一社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)